

青森県報

号外第十号

平成二十四年
三月十九日
(月曜日)

目 次

内水面漁場管理委員会

第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………

海 区 漁 業
調 整 委 員 会
事 務 局 ……

コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示 (同) ……

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第一号

第五種共同漁業権に係る平成二十四年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成二十四年三月十九日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

免許番号	湖沼川	魚種	増殖計画量の基準
内共第一号	笹内川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 一万尾 (六〇キログラム) 以上 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上 産卵床造成一箇所以上
内共第二号	吾妻川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 二千尾 (二二キログラム) 以上 種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上 産卵床造成一箇所以上

内共第三号	追良瀬川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	種苗放流 五万尾 (三〇〇キログラム) 以上 種苗放流 五万尾 (一〇〇キログラム) 以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上
内共第四号	大童子川	アユ ヤマメ イワナ イワナ	種苗放流 二千尾 (二二キログラム) 以上 種苗放流 三千尾 (六キログラム) 以上 種苗放流 一千尾 (二キログラム) 以上 産卵床造成二箇所以上
内共第五号	赤石川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ カジカ	種苗放流 三万尾 (一八〇キログラム) 以上 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上
内共第六号	中村川	アユ ヤマメ イワナ コイ ウグイ	種苗放流 一万五千尾 (九〇キログラム) 以上 種苗放流 四千尾 (八キログラム) 以上 種苗放流 四千尾 (八キログラム) 以上 種苗放流 〇尾 (〇キログラム) 産卵床造成二箇所以上
内共第七号	平滝沼	コイ フナ	種苗放流 〇尾 (〇キログラム) 種苗放流 四千尾 (八キログラム) 以上
内共第八号	廻堰大溜池	コイ フナ	種苗放流 〇尾 (〇キログラム) 種苗放流 七千尾 (一四キログラム) 以上
内共第十号	前潟・七沼・神沼	コイ フナ ワカサギ	種苗放流 〇尾 (〇キログラム) 種苗放流 二万五千尾 (五〇キログラム) 以上 心化放流 五百五十万粒以上

内共第十二号	十三湖	コイ フナ ウグイ ワカサギ	産卵床造成二箇所以上 ふ化放流 二百五十万粒以上
内共第十三号	山田川 田光沼	コイ フナ	産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上
内共第十四号	岩木川	アユ ヤマメ コイ フナ イワナ	産卵床造成十箇所以上 産卵床造成十箇所以上 産卵床造成十箇所以上 産卵床造成十箇所以上 産卵床造成十箇所以上
内共第十五号	平川	アユ ヤマメ コイ フナ イワナ ウグイ カジカ メ	産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上
内共第十六号	浅瀬石 川	アユ ヤマメ コイ フナ イワナ ウグイ カジカ	産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上

内共第十七号	旧十川	コイ	産卵床造成一箇所以上
内共第十八号	藤枝溜 池	コイ フナ	産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上
内共第十九号	二ノ沢 溜池	コイ フナ	産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上
内共第二十号	増川川	アユ ヤマメ イワナ	産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上
内共第二十一号	今別川	アユ ヤマメ イワナ	産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上
内共第二十二号	蟹田川	アユ ヤマメ コイ イワナ ウグイ	産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上
内共第二十三号	合子沢 川	ヤマメ イワナ	産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上
内共第二十四号	田代沼	ニジマス イワナ イワナ	産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上
内共第二十五号	野内川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上

内共第三十 四号	内共第三十 三号	内共第三十 二号	内共第三十 一号	内共第三十 号	内共第二十 九号
大畑川	川易国間	目滝川	川内川	川田名部	川野辺地
アユ ヤマメ ヤマメ イワナ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ アユ コイ ウグイ ワカサギ	アユ ヤマメ コイ イワナ ウナギ ウグイ
産卵放流 一万六千尾(九六キログラム)以上 産卵放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上 産卵放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上	産卵放流 七千尾(四二キログラム)以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成五箇所以上	産卵放流 三千尾(一八キログラム)以上 産卵放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成五箇所以上	産卵放流 一万尾(六〇キログラム)以上 産卵床造成五箇所以上 産卵放流 七万尾(一四〇キログラム)以上 産卵床造成六箇所以上 産卵床造成五箇所以上	産卵放流 二万尾(四〇キログラム)以上 産卵放流 〇尾(〇キログラム) 産卵床造成四箇所以上 ふ化放流 三千万粒以上	産卵放流 二万尾(二二〇キログラム)以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵放流 〇尾(〇キログラム) 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵放流 三百尾(六キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上

内共第四十 四号	内共第四十 二号	内共第四十 号	内共第三十 九号	内共第三十 八号	内共第三十 七号	内共第三十 六号	内共第三十 五号
湖小川原	沼田面木	高瀬川	老部川	川小老部	左京沼	大沼	野牛川
コイ ウナギ フナ ウグイ ワカサギ エビ	コイ フナ ウナギ ワカサギ	コイ フナ ウナギ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	コイ ウナギ ワカサギ スジエビ	コイ ウナギ ワカサギ スジエビ	コイ ウナギ
産卵放流 〇尾(〇キログラム) 産卵放流 二千五百尾(五〇キログラム)以上	産卵放流 〇尾(〇キログラム) 産卵放流 一千尾(二キログラム)以上 産卵放流 五百尾(一〇キログラム)以上 ふ化放流 三千万粒以上	産卵放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵放流 五千尾(一〇キログラム)以上	産卵床造成二十箇所以上 産卵放流 六万尾(一二〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上 産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二十箇所以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上 産卵床造成二箇所以上	産卵放流 〇尾(〇キログラム) 産卵放流 千五百尾(三〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 増殖床造成十箇所以上	産卵放流 〇尾(〇キログラム) 産卵放流 千五百尾(三〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上 増殖床造成二十箇所以上	産卵放流 〇尾(〇キログラム) 産卵放流 五百尾(一〇キログラム)以上

内共第四十 九号	内共第四十 八号	内共第四十 七号	内共第四十 六号	内共第四十 五号
新井田川	馬淵川	鳶沼	奥入瀬川	七戸川
アユ ヤマメ ヤマメ コイ フナ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ コイ イワナ ウナギ ウグイ	ヒメマス	アユ ヤマメ コイ イワナ ニジマス ウナギ ウグイ	ヤマメ コイ イワナ
産卵床造成二箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成五箇所以上	産卵床造成三箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成一箇所以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上	産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上

農内共第一 号	十和田湖	ヒメマス コイ フナ サクラマ ス エビ	産卵床造成十六箇所以上
		種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流	七十万尾以上 〇尾 五万尾以上 一万尾以上

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十四条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マコイ及びニシキコイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成二十四年三月十九日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

一 指示の内容

1 コイの持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「指定水域」という。）においては、青森県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。
なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

2 放流等の制限

ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。
公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りで

はない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(三) PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭